# 記者発表資料



令和4年11月7日(月)

- □各種資料や情報の提供
- □イベント・会議等の案内
  - √□当日の取材依頼
    - □開催日時等の周知依頼
  - □参加者募集の事前告知依頼
- ■その他 (緊急情報

発	表	事	項
	~	_	~~

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について (県内野鳥1例目)

### 内 容

令和4年11月1日(火)に出水市で回収され、2日(水)に簡易検査で 陽性が確認されたナベヅル1羽の死亡個体について,鹿児島大学におい て遺伝子検査(病原性)を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウ イルス (H5N1亜型) が検出されましたのでお知らせします。

### 1 検査個体の経緯

場所	種類	回収日	簡易検査	遺伝子検査
出水市	ナベヅル	11/1	陽性	高病原性鳥インフルエンザ
東干拓			(11/2)	ウイルス (H5N1亜型) を検出
				(11/7)

- 11月1日(火)、出水市東干拓でナベヅル1羽の衰弱個体(その後) 死亡) を回収
- 2日(水), 出水市の委託事業により簡易検査を実施したところ, A型鳥インフルエンザウイルス「陽性」を確認
- 同日,環境省において,回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点 区域に指定
- 7日(月), 鹿児島大学で遺伝子検査(病原性)を実施した結果, 「高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)」が検出

### 2 今後の対応

11月2日以降に指定された野鳥監視重点区域において、引き続き 野鳥の監視を強化します。

### 資 料

- · 野鳥監視重点区域
- •環境省記者発表資料

ホームページ掲載

□なし □あり( 月

日掲載予定 )

■後日掲載

### 取材案内

## 問い合わせ先 (担当課)

担当課 環境林務部 自然保護課 野生生物係 (099-286-2616) 内線2616

取材対応者 課長 中山 直樹 (099-286-2610) 内線2610

問い合わせ窓口 九州地方環境事務所野生生物課

TEL : 096 - 322 - 2413





# 環境省報道発表

令和4年11月7日(月)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について (陽性確定、鹿児島県出水市(野鳥国内 10 例目))

<鹿児島県・熊本県同時発表>

- 1. 鹿児島県出水市の独自調査として令和4年11月1日(火)にナベヅル1 羽の衰弱個体が回収され、死亡後の11月2日(水)に簡易検査を実施した ところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告 がありました。
- 2. 上記について、鹿児島大学で遺伝子検査を実施したところ、令和4年11月7日(月)に高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)が検出された旨の報告がありました。
- 3. 本事例は、今シーズン鹿児島県内では初(国内では 10 例目)の、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ確認事例となります。
- 4. 引き続き全国での野鳥における監視やウイルス保有状況調査の強化を継続します。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先 環境省自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室

代 表: 03-3581-3351 直 通: 03-5521-8285 室 長:東岡 礼治 室長補佐:村上 靖典 専門官:庄司 亜香音 担 当:兼松 賢人

### ■ 詳細情報

	回 収 日	場所		検体性	検体情報		簡易検査		遺伝子検査	
		都道府県	市 町 村	検体の 種類	鳥 種 名	結果 判明日	結 果	結果判明日	結果	指 定 日
野鳥国内 10 例目	11/1	鹿児島県	出水市	死亡野鳥	ナベヅル	11/2	陽性	11/7	H5N1 亜型 高病原性 鳥インフ ルエンザ	11/2

## ■ 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市 町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\_flu/2017yachotonosessikata.pdf

### 【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

### 【公表について】

令和4年10月から高病原性鳥インフルエンザ発生時の公表方法を変更しました。具体的には、各都道府県内でのシーズン初確認の場合のほか、国内希少野生動植物種での発生等、緊急性が高い場合には報道発表を行い、その他の案件等は環境省ホームページに発生状況を随時掲載することとします。

### 【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\_flu/manual/pref\_0809.html)